

公 告 第 3 号

令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定による、当健康保険組合の令和1年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び令和2年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

令和2年2月3日

ビックカメラ健康保険組合

理事長 川村 仁志



記

1. 令和1年9月30日現在の平均標準報酬月額

292,082円

2. 令和2年度における標準報酬月額

22等級 300,000円

3. 適用年月日

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日